

# と畜検査

牛、馬、豚、めん羊及び山羊は、と畜場で処理されて食肉となります。その際、食肉が原因で起こる健康被害を防止するために、と畜検査員(獣医師)が「と畜場法」に基づいて1頭ごとに検査をしています。

## ～ と畜検査のながれ ～

と畜場へ家畜を搬入



生体検査

### ①生体検査

と畜検査員(獣医師)が1頭ずつ健康状態を確認します(BSEを疑う症状の有無も確認)。

と 殺・解 体



心臓の検査



肝臓の検査

### ②内臓検査

心臓、肝臓、肺、胃、腸などの内臓に病変がないかを細かく調べます。異常があればその臓器を廃棄します。

### ③枝肉検査

筋肉、関節、リンパ節などに異常がないかを検査します。内臓検査の結果と合わせて、全身性の病気(敗血症、牛白血病など)があれば全て廃棄(全部廃棄)します。



### ④BSE検査

24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛については、岐阜県中央食肉衛生検査所でBSEスクリーニング検査を実施します。



検 査 合 格  
(検 印)

**すべての検査に合格したもののだけが、食肉として出荷されます**